

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。今後もコンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

1. 政策保有に関する方針

上場株式を保有しないことを原則としますが、業務提携その他経営上の合理的な目的に基づき上場株式を保有する場合には、その目的に応じた保有であることを定期的に確認し、中長期的な視点で保有目的にそぐわないと判断した企業の株式については、株価や市場動向等を考慮して売却いたします。

2. 政策保有株式にかかる検証の内容

定期的に保有銘柄毎に継続保有の意義を精査し、保有先企業との取引状況や保有先企業の財務状況等を把握した上で、投資対効果や保有に伴うリスク等を総合的に勘案し、年1回、個別の銘柄毎に保有の合理性を検証しております。

3. 議決権の行使

政策保有株式に係る議決権行使については個別に中長期的な視点での企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断しますが、対象会社の企業価値を毀損するおそれがある議案については特に留意して判断します。

【原則1 - 7】

当社は、関連当事者取引の範囲の把握及び取引を適切に管理するためのフローを明確にするため、「関連当事者取引 管理ガイドライン」を制定しております。

関連当事者の範囲については、総務部が作成及び年一回更新する「調査票」により把握しており、関連当事者取引が発生する場合には、その重要性によって事前に取締役会による決議もしくは「稟議・申請規程」に基づく決裁を必要としております。実施した関連当事者取引については、管理本部長がその重要性を「関連当事者開示に関する会計基準適用指針」に基づき判断したうえで、その概要を有価証券報告書等において開示しております。

【補充原則2 - 4】

当社グループでは、画一的な視点や従来からの固定観念にとらわれないイノベティブな事業創造のために、「多様な人材の活躍」が必要不可欠であると考えています。従来より注力している女性活躍推進に加え、グローバル人材紹介を手掛けるen worldを中心とした海外人材の採用、既存社員のキャリアパス多様化、LGBTフレンドリーな制度整備、障がい者雇用の促進など様々な施策を通じ、ダイバーシティ&インクルージョンを推進しております。

なお、当社では一般事業主行動計画(計画期間:2021年8月1日~2025年3月31日)において「女性管理職の割合を20%以上」を目標に掲げましたが、達成をいたしましたので新たな測定可能目標は設定しておりません。

実績値は以下の通りです。女性役員3名、女性管理職者比率が26.1%、中途採用者の管理職者比率42.8%(いずれも2023年6月1日現在)であり、但し、「チャレンジ管理職制度」等の施策を通じ、それぞれの管理職者比率を現状より増加させるよう、取り組んでおります。

また、当社グループでは外国人役員9名(2023年6月1日現在)の他、複数の外国人管理職者が在職しておりますが、在職者数を現状の維持又はより増加するように取り組んでまいります。

【原則2 - 6】

当社は、企業年金の制度がございません。従いまして、本件に関しまして当社の財政状況に対するリスクが生じることはありません。

将来、導入を検討する場合がございますら運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。

【原則3 - 1】

()当社は、「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする」をパーパス(社会における当社の存在意義)として掲げております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページに記載しております。

()当社の役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で支給し、毎月の定期同額給与(基本報酬)によって構成されております。取締役の報酬(監査等委員である取締役を除く。)に関しては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会が、確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。各監査等委員である取締役の報酬に関しては監査等委員会の協議により

決定しております。また、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に関しては、基本報酬の他に業績連動報酬(現金賞与)も定めております。これは、株主の皆様と業績向上によるメリット及び業績下落によるリスクを経営陣が共有する仕組みであり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、持続的な企業価値の上昇を図るインセンティブを有する報酬として位置付けております。なお、中長期的な業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプションに関しては、2023年3月期に導入しております。

これにより、取締役の業績連動報酬実績および今後の想定に関しては下記の通りです。

(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)

2023年3月期 固定報酬68%、業績連動報酬32%

2027年3月期(予) 固定報酬56%、業績連動報酬44%

2027年3月期以降の業績連動報酬は、目標指標に対して100%達成した前提で構成比を算出しています。

なお、業績連動報酬(現金賞与)の評価指標に関しては下記の通りです。

<各指標の評価ウエイト>

指標	評価ウエイト
連結売上高	40%
連結営業利益	40%
連結当期純利益	20%

<各指標の目標達成率に応じた支給率>

達成率	支給率
80%未満	0%
80%以上100%未満	50%
100%以上120%未満	100%
120%以上	120%

また、株式報酬型ストックオプションの評価指標に関しては下記の通りです。

<各指標の評価ウエイト>

指標	評価ウエイト
連結売上高	40%
連結営業利益	40%
連結当期純利益	20%

<各指標の目標達成率に応じた支給率>

達成率	支給率
90%未満	0%
90%以上100%未満	50%
100%以上	100%

()社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任については、当社の経営理念を共創し、その実現に向け、日々注力できていることを前提として、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しております。社外取締役の選任については、当社の経営理念に共感し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

社外を含めた取締役の解任については、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たしていないと認められる場合や当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献していないと認められる場合等取締役としての資質に疑義が存在する場合は解任を検討することとし、不正または重大な法令違反等があった場合は、解任することとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名に際しては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で検討し決定しております。また、監査等委員である取締役候補の指名に際しては、社外取締役の意見を踏まえ、且つ監査等委員会の同意を得た上で、代表取締役が提案した内容を取締役会で検討し決定しております。

()取締役候補者(監査等委員である取締役を含む)について、株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示し、これと合わせてそれぞれの推薦の理由を開示しております。

〔取締役候補者(監査等委員である取締役を除く)推薦理由〕

第23期定時株主総会招集ご通知を参照

〔監査等委員である取締役候補者推薦理由〕

第22期定時株主総会招集ご通知を参照

【補充原則3 - 1】

当社グループのサステナビリティについての取組みやペーパーレス化やテレワークの推進などによる環境負荷軽減への取組み、人的資本や知的財産への投資等については、統合報告書(<https://corp.en-japan.com/IR/annual.html>)にて開示しております。また、気候変動緩和策・適応策として「環境基本方針」を定め、環境負担軽減への取り組みとともに当社ホームページ(<https://corp.en-japan.com/sustainability/>)にて公表しております。

気候変動に係るリスク及び収益機会について、気候変動が様々な企業の経済活動に影響を及ぼし、当社事業に間接的に影響する可能性があることを認識しております。ただし、当社事業の特性を鑑みると、気候変動が当社事業に及ぼす直接的な影響は限定的であると考えております。しかしながら、地球環境の保護により持続可能な開発目標の達成を支援することは、重要な責務の一つであると考えて、GHG排出量削減を目的とした数値計測を実施しております。

【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会を取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を随時開催し、職務執行状況を監視しております。取締役会は、各事業部門及び会社全体の業績の進捗状況を監督するとともに、事業運営における重要事項を審議し対応策を決定しております。取締役会における決議事項については「取締役会規程」に規定しており、その他の意思決定及び業務執行については、「職務権限規程」、「稟議・申請規程」等により決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4 - 9】

当社は、独自の「社外役員独立性判断基準」を定め、有価証券報告書において開示しております。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定してありま

す。

【補充原則4 - 10】

当社は、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役12名中5名の独立社外取締役を選任しており、取締役の選解任・報酬などの重要事項の決定については、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得る必要があります。取締役の指名に関しては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会が関与する仕組みとしており、次期経営体制の決定は、任意の指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて決定しております。また報酬に関しても、任意の指名・報酬委員会の答申内容を踏まえ、基本報酬、業績連動報酬(賞与)、株式報酬を決定するものとしています。なお、指名・報酬委員会は独立社外取締役で過半数を構成しており、指名・報酬委員会の独立性は確保されていると考えております。

指名・報酬委員会の体制および活動状況に関しては、以下の通りです。

2022年6月からは全委員5名の内、4名を社外取締役で構成しており、委員長は社外取締役が務めております。

前期において3回開催し、また2023年4月、5月に2回開催し、下記に関するテーマで議論を行い、取締役会へ答申しております。

- ・取締役の指名方針と指名手続きに関して
- ・取締役の報酬方針と決定手続きに関して
- ・取締役のスキルマトリックスに関して
- ・取締役候補者及び補欠取締役候補者に関して
- ・取締役の報酬枠と報酬額に関して
- ・株式報酬制度の導入に関して

【補充原則4 - 11】

当社における取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性等に関する考え方は、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、3-1()に記載のとおりです。これらについては、コーポレートガバナンスに関する報告書において開示しております。

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内と定款で定めておりますが、効率性の高い経営システムを推進していくための適正な規模を考慮して、現在は12名の取締役(社内取締役6名、社外取締役6名)を選任しており、各役員の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては招集通知において開示しております。

なお、独立社外取締役である村上佳代、坂倉亘、林有理、大谷直樹及び石川俊彦は、他社での経営経験を有しております。

【補充原則4 - 11】

取締役の他の上場会社での兼任状況については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役全員を対象に取締役会の実効性に関するアンケート調査を行い、その結果を取締役会で分析・評価を実施しました。今回の評価結果としては、取締役会の構成、議題・審議内容および討論の状況、審議・討論の活性化に向けての運営状況について評価を行った結果、適切であり、ガバナンスのあり方などについても肯定的な評価を得ていることから、取締役会の実効性があると結論付けております。

当社取締役会は、これまで当社が取り組み、構築してきたガバナンス体制の優位性を維持しつつ、今後、当分析・評価を毎年実施することで、取締役会の実効性のさらなる向上に努めてまいります。

なお、前期における取締役会の実効性評価の結果概要は以下の通りとなります。

・高評価項目として

取締役会の構成員は、知識・経験・専門性、職歴、年齢、ジェンダー、国際性等の観点で多様性を備えたものとなっているか。

取締役会の構成において、社内取締役と(独立)社外取締役の人数(比)は適切か。

社外役員は、取締役会の場以外で、社外役員間で意見交換をしたことはあるか。

が挙げられました。

・今後の課題項目として

取締役会の年間開催スケジュールや予想される審議事項の概要はあらかじめ適切に決定、周知されているか。

取締役会開催前における審議事項に関する事前説明のタイミングや説明の内容は適切か。

取締役としての職務執行にあたり必要となる情報が適切に提供される体制は十分に整えられているか。

役員に求められるトレーニング(役割・責務に対する必要な知識の習得等)の機会が得られているか。

が挙げられました。今後の対応として、当社取締役会は「取締役会の実効性に関する分析・評価」を踏まえ、課題事項を改善しつつ継続的に取締役会の実効性確保に努めるとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスの向上を図ることで更なる企業価値の向上を目指してまいります。

【補充原則4 - 14】

取締役については、事業、財務及び組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、取締役が必要に応じて、外部の研修会等に参加する際には、会社が費用負担するようしております。

【原則5 - 1】

当社では、代表取締役を中心としたIR体制を整備しており、経営企画室をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、スモールミーティングや国内外において個別ミーティングを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,827,500	16.06
越智 通勝	4,383,900	10.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,776,100	8.88
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	7.20
有限会社えん企画	2,184,800	5.14

有限会社エムオー総研	1,967,000	4.63
越智 明之	1,475,200	3.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,075,100	2.53
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL C AP EQUITY FUND, L. P.	606,200	1.43
JP MORGAN CHASE BANK 385839	603,524	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

次のとおり大量保有報告書が提出されておりますが、上記大株主の状況は、2023年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2022年10月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド(Mondrian Investment Partners Limited)が、2022年10月21日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済み株式数に対する所有株式数の割合)】

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド(Mondrian Investment Partners Limited) (2,187,800株、4.40%)

2022年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が、2022年6月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済み株式数に対する所有株式数の割合)】

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(2,008,100株、4.04%)

日興アセットマネジメント株式会社(527,800株、1.06%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井垣 太介	弁護士													
村上 佳代	他の会社の出身者													
坂倉 亘	他の会社の出身者													
大谷 直樹	弁護士													
石川 俊彦	公認会計士													
林 有理	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

井垣 太介		該当なし	<p>当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かして、俯瞰的な視点から当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長を務めていただいております。また、役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反を生じるおそれはないものと判断しておりますが、同氏の所属する弁護士法人の方針に従い、独立役員として指名、届け出は行いません。</p>
村上 佳代		該当なし	<p>WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した広い見識を有しており、かつ、女性ならではの視点を活かし、当社取締役会及び経営会議において積極的な意見と提言をいただくことにより、ダイバーシティ・マネジメントの推進へ貢献しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。また、役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任しております。</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
坂倉 亘		坂倉亘氏は、One Capital株式会社のCOOであり、当社は同社が無限責任社員として運用している投資事業組合に285百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。そのため、特別の利害関係や特定関係事業者には該当いたしません。	<p>世界的戦略コンサルティングファームにおいて、凡そ20年間の大企業デジタル変革の支援実績を有すると共に、One Capital株式会社のCOOとして、日本のSaaS領域における投資、戦略に関して有数の実績及び知見を有しており、当社の経営戦略立案に貢献しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。また、役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任しております。</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
大谷 直樹		該当なし	<p>企業経営やPE投資に対して豊富な経験を持ち、かつ、弁護士としての高い見識を有しており、当社取締役会及び監査等委員会において積極的な意見と提言をいただいております。今後も専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
石川 俊彦		石川俊彦氏は、株式会社ビジネスブレイク太田昭和特別顧問であり、当社は同社に対し当社のサービスを提供しましたが、これは当社が提供している一般的なサービスであり通常の取引となります。そのため、特別の利害関係や特定関係事業者には該当いたしません。	<p>企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有しており、当社取締役会及び監査等委員会において積極的な意見と提言をいただいております。今後も専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>

林 有理		該当なし	株式会社リクルートにおける長年の勤務経験等により、マーケティング、マネジメントの知見を豊富に有しております。また、2017年に大阪府四條畷市初の女性副市長に就任し、民間での就労経験を活かした組織改革に取組み、子育て政策、都市整備などを推進いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
------	--	------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査等委員会に報告するとともに、必要がある場合には、監査等委員会の承認を得るものとしております。また、当該使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会監査におきましては、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役の業務執行の監査を行います。また、定期的に経営者とのコミュニケーションの場を設けるとともに、会計監査人の監査の実施状況報告を受け、内部監査室と連携することにより、実効的な監査に努めてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、指名委員会、報酬委員会双方の機能を担っております。
指名・報酬委員会の委員長および委員は、社外取締役が主要な構成員となるよう取締役会において選出され、取締役候補者の選任や取締役の個別報酬額の決定に当たって、指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会に答申をしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬に加え、社内取締役の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として、業績連動報酬(賞与)、業績連動型株式報酬によって構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関しては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、従業員及び子会社の取締役に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

直近事業年度における取締役に支払った総額
取締役235百万円(うち社外取締役7名 28百万円)
上記の取締役(社外取締役を除く)への支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬、業績連動報酬(賞与)、業績連動型株式報酬によって構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関しては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

基本報酬額については取締役会から一任を受けた代表取締役が指名・報酬委員会の答申に基づき、個人別の報酬の額を決定しております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とする賞与は、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内(うち、社外取締役分は年額20百万円以内)と決議しております。当該報酬額に株式報酬型ストックオプション及び使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

また、2022年6月28日開催の株主総会で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬として株式報酬型ストックオプションの付与を年間総額500百万円以内と決議しております。

本報告書最終更新日時時点での取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役3名)です。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与(基本報酬)のみで構成され、指名・報酬委員会の答申を踏まえた報酬枠の中から、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額30百万円以内と決議しております。本報告書最終更新日時時点での監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役3名)です。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催にあたり、取締役会付議事項の審議の充実に資するため、関係部署が社外取締役に対して、必要な案件について付議事項の事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 現状の体制の概要 >

1. 取締役会は取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を随時開催し、職務執行状況を監視しております。取締役会は、各事業部門及び会社全体の業績の進捗状況を監督するとともに、事業運営における重要事項を審議し対応策を決定しております。

2. 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役に於ける議決権を持つ構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に資するため、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会の決議をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

また、監査等委員会は社外取締役3名で構成され、監査等委員会監査を行うとともに内部監査部門及び会計監査人と積極的に意見交換を行う等連携を図っております。

3. 会計監査は、EY新日本有限責任監査法人に委託しております。当社と同会計監査人の業務を執行した社員の間に、特別な利害関係はありません。監査の人員及び公認会計士の氏名は次のとおりです。

・直近事業年度の業務を執行した公認会計士の氏名

(業務を執行した公認会計士の氏名)	(所属する監査法人名)
指定有限責任社員・業務執行社員 湯川 喜雄氏	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 松尾 絹代氏	EY新日本有限責任監査法人

継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名
その他 11名

その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

< 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み >

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

< 責任限定契約 >

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制の構築によりコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります(2023年6月27日開催の株主総会は6月12日発送)。また、発送に先立ちTDnetと当社ウェブサイトにおいて掲載しております(2023年6月27日開催の株主総会は6月5日掲載)。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意しております(2023年は6月27日開催)。
電磁的方法による議決権の行使	2020年6月24日開催の株主総会より、インターネットでの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月28日開催の株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへの参加をしております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成のうえ、TDnetと当社ウェブサイトにおいて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを作成、公表しております。詳細は弊社サイトをご参照ください。 https://corp.en-japan.com/IR/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は、IR支援会社のイベント等へ適宜参加をしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、決算説明会を四半期に1回実施しております。更に国内外のアナリスト、機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティングを積極的に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内外の証券会社主催のカンファレンスへ積極的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、IRニュース等をIRサイトに掲載しております。また、英語版の決算説明資料は日本語版と同時に開示しており、特に重要と考えられる適時開示に関しても英語版を同時に公表しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR専任部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念の一つに「主観正義性」を掲げ、決して利益至上主義に陥ることなく、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在であることが当社の存在意義であると考えております。

その他

『女性の活躍の方針・取組みについて』

当社では、女性従業員の積極的な採用・登用を推進しており、従業員に占める女性の割合は61.0%（2023年6月1日現在）となっております。今後も、女性従業員がいきいきと働き、且つ様々なフィールドで継続的に活躍できる職場環境づくりを積極的に推進してまいります。

現時点においては、女性の取締役である河合恩を中心に女性活躍を推進する社内プロジェクト、「WOMen らぼ」を実施しており、その内容は同プロジェクトのブログや社内報「en soku!(エンソク)」において、社内外に発信しております。

< 主な取り組み及び制度 >

- ・「WOMen らぼ」マネジメントコース(管理職育成)
- ・女性社員交流会
- ・育児休暇をとる社員のサポートとして交流会、ランチ会の開催
- ・女性社員満足度調査
- ・スマートグロース制度(育児復帰後の時短勤務による、キャリア停滞・収入減を防ぐことを目的とした制度)など
- ・パートナーを持つLGBT向けの各種規則の策定
- ・社内におけるダイバーシティの実態を把握するため、ダイバーシティに関するサーベイを実施

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 基本的考え方 >

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置づけており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

< 整備の状況 >

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針を定めており、今後も、経営の適法性及び効率性の確保、並びに経営を阻害する可能性のあるリスクに対する管理に努めるとともに、激変する環境の変化に対処できるよう、経営体制の整備充実を図ってまいります。

ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。また、監査等委員会においても毎月1回開催しており、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、監査等委員会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実を図っております。

ハ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担っております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。内部監査担当部門は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当しており、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査を定期的実施しており、その結果については、監査等委員会及び会計監査人と積極的に意見交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告書については、内部監査室長から代表取締役社長へ提出しております。内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規則」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され、迅速かつ適切な措置を講じております。有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築いたします。また、当社は反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とし、万一、反社会的勢力から何らかの接触を受けたときは、ただちに警察・弁護士等と連携をとり、組織的に対処いたします。

ホ. 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社及び関連会社(以下、「関係会社」という)の管理は、当社「関係会社管理規程」に従い、管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。内部監査室及び内部監査委員会は当社における内部監査と同様に、主要な関係会社に対しても内部監査を行い、また、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促しております。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置いたします。この者は、監査等委員会の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査等委員を補佐して実査を行います。

ト. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査等委員会に報告するとともに、必要がある場合には、監査等委員会の承認を得るものとしております。また、当該使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行います。

チ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査等委員会の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している(もしくは違反のおそれがある)と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。監査等委員会に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

リ. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払

または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項当社は、監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

ヌ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

ル. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章(電磁的方法により記録したものを含む。)の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役職員に周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現段階では、いわゆる敵対的買収に対する具体的な買収防衛策は導入しておりません。

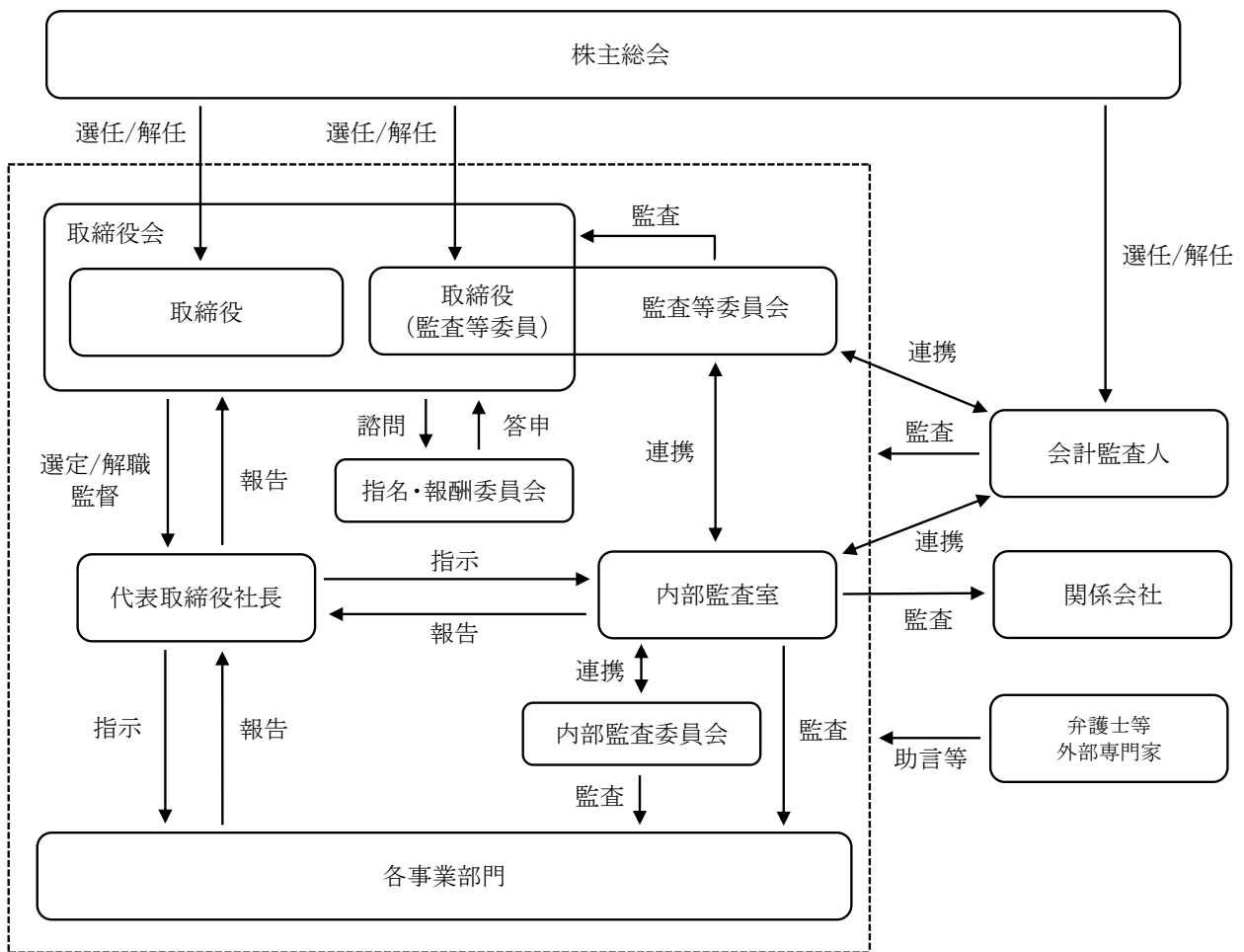
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る社内体制の状況】

当社は、金融商品取引法その他関係法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、添付の模式図のとおり社内体制を整備しております。

情報管理責任者は、情報開示担当部署に対し、所管部署より報告を受けた各種情報について確認点検を実施するよう指示しています。

【参考資料：模式図】



【適時開示に係る社内体制】

